

「自転車の運転者としての義務と責任②を知ろう！」

1. 事故を起こしてしまったときは？

万が一、自分が事故を起こしてしまったらどうすればいいのでしょうか。自転車の運転者として、次の行動をしましょう。

①けが人の救護

けがをした人がいたら、きれいなハンカチで止血をするなどの応急手当を行います。周りの人に助けをもらいながら、安全な場所で手当をして、救急車を呼びましょう。

②道路における危険防止措置

道路に倒れた自転車を起こしたり、広がったものを片付けたり、必要に応じて移動するなどして、続いて事故(二次被害)が起こらないようにしましょう。

③警察官への通報

交通事故は、必ず警察に知らせなければいけません。事故を起こした場所、時間など落ち着いて警察官に伝えましょう。

《他府県での事故事例》 ～こんな悲しい事故が起きています～

午後8時頃、交差点にて自転車を運転する高校生が、オートバイを運転する男性(Aさん)と出会い頭に接触し、けがをさせたにもかかわらず、救護措置などをとらずに逃走した。Aさんは胸などを打ち病院に搬送されたが、約1時間後に亡くなった。高校生は、「重過失致死」と「道交法違反(ひき逃げ)」の疑いで逮捕された。本人は、「事故を起こしたことは分かっていたが、怖くなって逃げた」と供述している。

(2015年12月)

2. 万が一に備えた保険に入ろう

保険には、絶対に入らなければいけない「強制保険」と個人の意思で入る「任意保険」があります。自動車には、「強制保険」がありますが、自転車にはありません。事故にあったり事故を起こしたりしたときに備えた保険に加入しておくことが大切です。

保険の種類	対象	事故の相手		自分	備考
		死亡・負傷	物(財産)	死亡・負傷	
TSマーク付帯保険		○	×	○	自転車安全整備店でTSマークがはられた自転車(1年間有効)
個人賠償責任保険		○	○	×	損害保険会社で取扱い
傷害保険		×	×	○	

※TS マーク付帯保険とは…

自転車安全整備士のいる自転車安全整備店で点検・整備（有料）をし、かつ TS マークの貼付を依頼した場合に、普通自転車に貼られるもので、「道路交通法令等の基準に適合する安全な自転車」と認められた印です。

この TS マークには、「傷害補償」と「賠償責任補償」が付いており、有効期間は点検・整備をした日から 1 年間です。そのため、ぜひ年 1 回の点検・整備を自転車安全整備店で受けて TS マークを更新しましょう。

侵害内容等 種類	傷害補償		賠償責任補償
	死亡・重度障害	入院（15 日以上）	死亡・重度障害
赤色 TS マーク 	100 万円	10 万円	5,000 万円 (限度額)
青色 TS マーク 	30 万円	1 万円	1,000 万円 (限度額)

※別途、赤色 TS マーク（平成 26 年 10 月 1 日以降に点検・整備して貼付されたもの）が貼付されている自転車搭乗中の人（加害者）が、第三者（被害者）に傷害（入院加療 15 日以上）を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、被害者見舞金として 10 万円が一律に支払われます。

※滋賀県内の自転車安全整備店では、赤色 TS マークを取り扱っています。

「歩行者や交通弱者の立場になって自転車の乗り方を考えてみよう！」

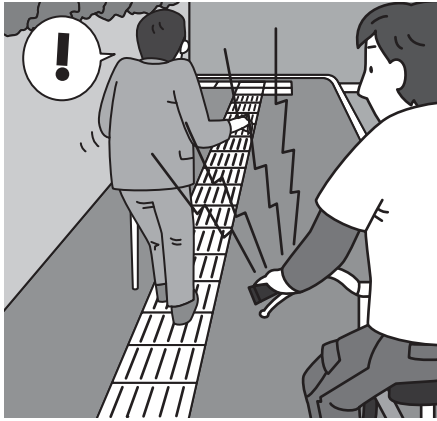
年 組 名 前



この標識のある歩道をあなたは自転車に乗っています。

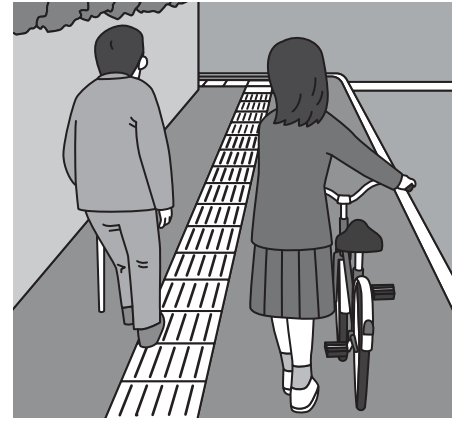
① 前を歩いている人がいます。ア・イのどちらの行動をしますか。

ア



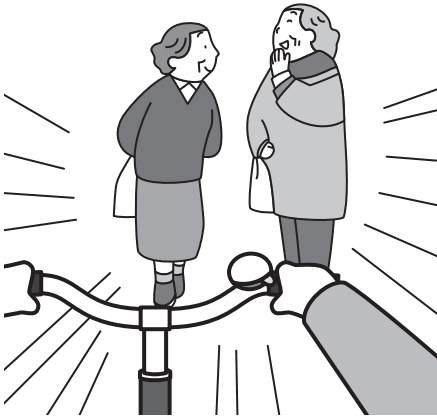
ベルをしっかりと鳴らして、迷惑がかからないように素早く横を通り過ぎる。

イ



ベルを鳴らさないようにして、事故にならないように、徐行又は自転車を降りるなどして気を付けて通る。

② 歩道で高齢者がおしゃべりをしています。ア～ウのどの行動をしますか。



ア

事故のないように接触に気をつけながら、列を割って通行した。

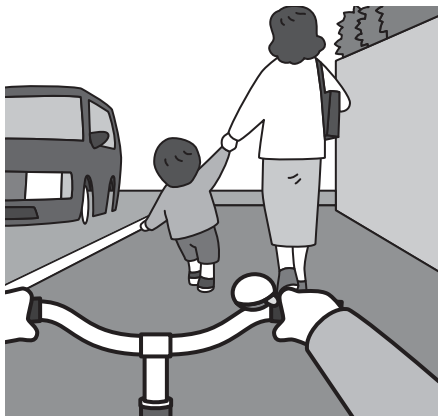
イ

ベルを鳴らしてから接触に気をつけて車道側を通行した。

ウ

歩道は歩行者優先なので、自転車から降り、一声かけて通行した。

③ 歩道を親子が歩いています。ア～ウのどの行動をしますか。



ア

子どもが手を離して走り出すかもしれないので、自転車から降りて通行した。

イ

車道側は自転車の通るところなので、車道側を通行した。

ウ

ベルを鳴らしてから接触に気をつけて車道側を通行した。



6

高齢者・障害のある人の立場に立って体験

指導のねらい

交通弱者に対してどのように配慮していくべきかを考え、行動を身に付けさせる。

高齢者体験スーツ、目隠し、車いすを利用し交通弱者の体験をすることで、相手の立場を考えた行動を身に付けさせる。

●活動例 学級活動（道徳、保健・体育の時間）（教室使用）

●指導計画のポイント

幼児・高齢者・障害のある人等の交通安全に対する配慮ができるよう、体験学習により指導する。





●事前準備

- ・高齢者体験スーツ・目隠し用マスク・白杖・車いす
- ・自転車

●連携関係機関

警察署、市役所から高齢者や障害者の交通事故や行動特性についての資料や情報の提供を受ける。また、市役所にて高齢者体験スーツ、車いす等を借用する。

●指導の流れ [具体的指導内容]

指導の流れ	留意点／ポイント
教師 ①学習の流れの説明 	・高齢者や障害者の行動がいかにかに不自由か体験する意味を知らせる。
生徒 ②班分け 	・体験する物が複数の場合は、分担を決める。
生徒代表 ③高齢者体験スーツ、目隠し用マスク、車いすを利用して体験学習をする 	・不自由さを体験させ、相手の立場に立った行動について考えさせる。
教師 ④意見交換 	・高齢者は体力や視覚・聴力が低下していること、障害者は健常者の行動速度とは違うことを気付かせる。 ・班ごとの体験者発表も行う。
教師 ⑤まとめ 	・交通弱者をみかけたときは、自転車の速度を落とす、降りるといった配慮ある行動の必要性を理解させる。

「なぜ、自転車を駐輪する所（駐輪場）は決められているのかな？」

年 組 名前

1. 駅周辺や学校内、商業施設などで自転車を駐輪する場所が決められています。自分勝手な駐輪をしたら、どんな困ったことが起こるでしょうか？自分たちの実体験も踏まえて、みんなで意見を出し合ってみましょう。

2. 1. を受けて、自分たちが今日からできることを話し合ってみよう。

自分勝手な駐輪をすると・・・

- 歩道上の駐輪は**歩行者の通行の妨げ**になり、特に点字ブロックの上に駐輪すると、目の不自由な方が接触し転倒するおそれもあります。また、普通自転車通行可の歩道では、他の自転車の通行の妨げにもなります。
- 道路上の駐輪は、**自動車や路線バスなど交通の妨げ**になります。
- 災害時等の**避難・防災活動の妨げ**や、**緊急車両（消防車や救急車など）**の通行の妨げになります。
- 近隣の方々の迷惑や、営業妨害、都市の美観を損ねることになります。



自分勝手な行動が他人に迷惑をかけることを理解し、みんなが安全に快適にすごせるようルールを守りましょう。

通勤・通学、塾や買い物など、自転車を利用した際には、各々の施設で定められた自転車置き場や市営・民営の駐輪施設を利用するようにしましょう。

草津市では、放置禁止区域内の自転車などは、

「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」に基づき撤去しています！

撤去した自転車は一定期間保管所で保管しています。防犯登録がなされてあるものや、住所や氏名が記入されているものは引取りの連絡をすることができますので、登録など必ずしておきましょう。

このステッカーが路上にあるところが「自転車等放置禁止区域」だよ！



市の交通安全教室へ参加しよう！

草津市では、2つのチームが市内各地で交通安全教室を開催しています。

知ってそうで知らなかった自転車利用のルールについて、今一度一緒に考えてみませんか？交通安全教室の開催をご検討されている方、また説明だけでも聞いてみようと思われた方は、是非下記問合せ先までご連絡ください！

「わかばチーム」 市内の保育所（園）、幼稚園、小学校や老人クラブ等を対象として、実際に歩行コースを設け、通行時における注意点を体感してもらったり、プロジェクターを用いて寸劇形式で交通ルールや通行時の注意点をわかりやすくお話しします。

「自転車安全安心利用指導員」 市内の中学生・高校生、企業や老人クラブ等を対象として、草津市における自転車事故の発生状況や自転車の安全利用や盗難防止、そして近年改正された道路交通法の内容について、図や絵、DVDを用いて分かりやすく説明いたします。



問合せ先

都市計画部 交通政策課 交通政策グループ

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

電話番号：077-561-2343

ファクス：077-561-2486

Ⅲ 参考資料編

1 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例 条文

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 個々の責務（第3条―第9条）

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策（第10条―第13条）

第4章 自転車安全安心利用促進計画（第14条）

第5章 自転車安全安心利用促進委員会（第15条）

第6章 雑則（第16条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全な利用、自転車の盗難の防止および自転車の利用環境の整備についての個々の責務、施策等について規定することにより、自転車の安全で安心な利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。
- (6) 自転車事故の保険等 自転車に起因する事故により生じた損害を填補するための保険をいう。
- (7) 地域交通安全活動推進委員 道路交通法第108条の29の地域交通安全活動推進委員をいう。

第2章 個々の責務

（市の責務）

第3条 市は、自転車利用者が自転車の安全な利用に必要な技能および知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、自転車の盗難の防止を図るための環境の整備に努めなければならない。
- 3 市は、自転車の利用環境の整備に努めなければならない。

4 市は、前3項に規定する責務を果たすため、国、滋賀県、市民等と連携し、および協力するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の方法について理解を深め、自転車の安全で安心な利用の促進に関する取組を積極的に行うよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の安全な利用に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の安全な利用に必要な技能および知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、適切な施錠等自転車の盗難を防止するための措置を講じなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その保護する子(15歳以下の者をいう。)に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する指導を行うよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 市内の小学校および中学校(特別支援学校の小学部および中学部を含む。)は、その在籍する児童または生徒に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止に関する教育を実施するよう努めなければならない。

2 市内の高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)、専修学校および大学は、その在籍する生徒または学生に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員および来訪者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の販売または点検もしくは整備を行うに当たっては、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止の啓発を行うよう努めなければならない。

第3章 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策

(自転車安全安心利用教室)

第10条 市長は、自転車の安全な利用および自転車の盗難の防止を図るため、自転車安全安心利用教室を開催するものとする。

(道路環境の整備)

第11条 市長は、国、滋賀県および関係機関と連携し、歩行者、自転車、自動車等が安全に通行できる道路環境の整備に努めなければならない。

(自転車安全安心利用指導員)

第12条 市長は、自転車に起因する事故および自転車の盗難を防止するため必要があると認

められる場合には、自転車利用者に対し、指導を行うことができる。

2 前項の指導は、警察および地域交通安全活動推進委員と連携して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する指導を行わせるため、自転車安全安心利用指導員を置くことができる。

(自転車事故の保険等)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体または財産の損害を填補することができるよう、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車利用者に対し、自転車事故の保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第4章 自転車安全安心利用促進計画

(自転車安全安心利用促進計画)

第14条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進を図るため、自転車安全安心利用促進計画を策定するものとする。

2 市長は、自転車安全安心利用促進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 前項の規定は、自転車安全安心利用促進計画の変更について準用する。

第5章 自転車安全安心利用促進委員会

(自転車安全安心利用促進委員会)

第15条 市長は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項を調査審議させるため、自転車安全安心利用促進委員会を設置するものとする。

2 自転車安全安心利用促進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 自転車安全安心利用促進計画の策定および変更（規則で定める軽微な変更を除く。）に関する事項

(2) 自転車の安全で安心な利用の促進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項

3 自転車安全安心利用促進委員会は、自転車の安全で安心な利用の促進に関する事項について意見を述べることができる。

4 自転車安全安心利用促進委員会は、委員15人以内で組織する。

第6章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

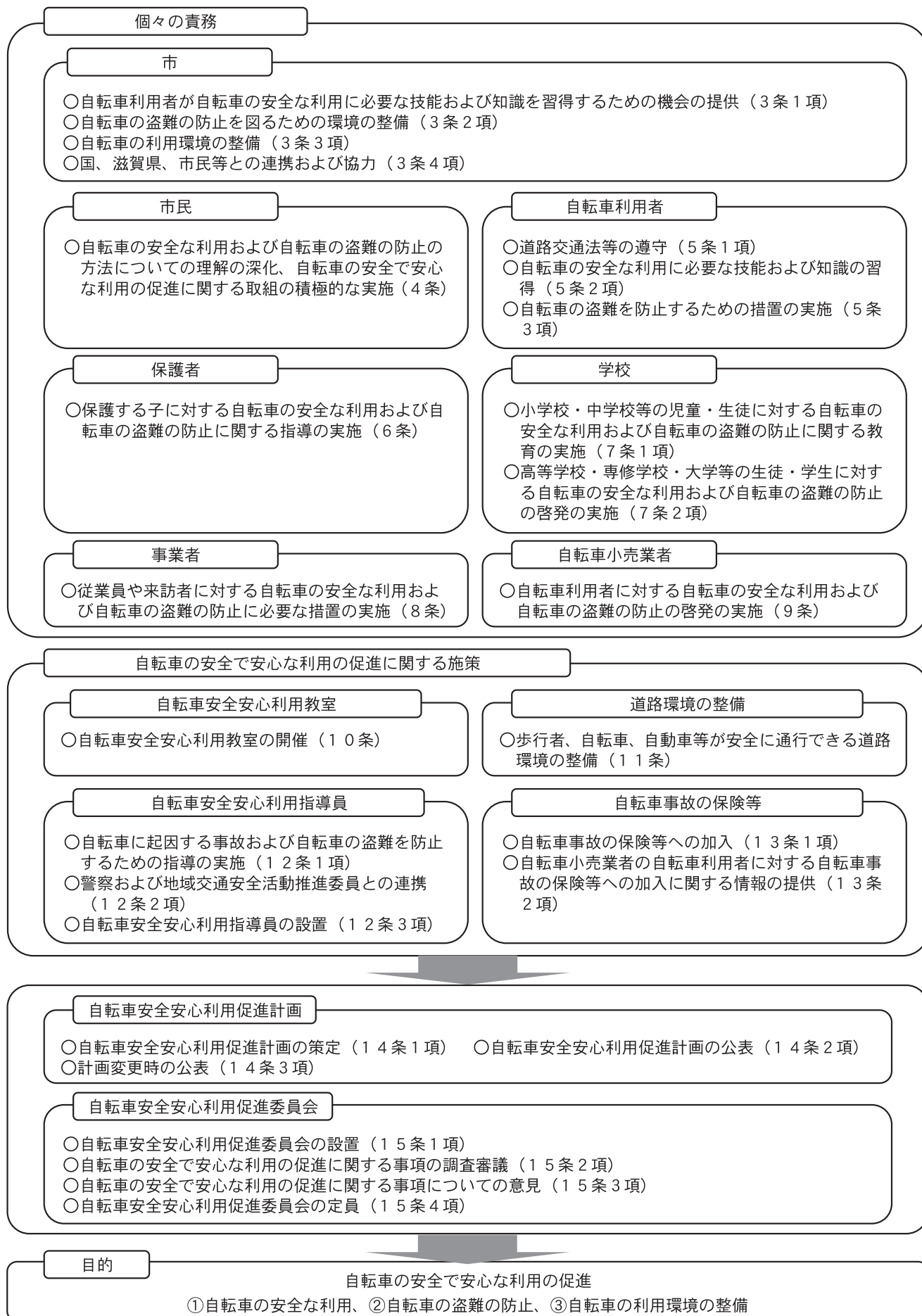
(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(草津市附属機関設置条例の一部改正)

2 草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表第1 草津市自転車安全利用検討委員会の項を削る。

2 草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例 体系図



この条例では、個々の責務が規定されています

- 1 市は**
 - ・教室の開催など自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得するための機会を提供する
 - ・駐輪場の整備など自転車の盗難防止を図るための環境を整備する
 - ・自転車レーンの整備など自転車の利用環境の整備に努める
- 2 市民は**
 - ・自転車の安全利用および自転車の盗難防止の方法について理解を深め、安全安心な利用の促進に関する取り組みを積極的に実施する
- 3 自転車利用者は**
 - ・道路交通法その他の法令を遵守する
 - ・自転車の安全利用に必要な技能および知識を習得する
 - ・二重施錠など自転車の盗難防止対策を行う
- 4 保護者は**
 - ・保護する子に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する指導を行う
- 5 学校は**
 - ・児童や生徒、学生に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止に関する教育や啓発を行う
- 6 事業者は**
 - ・従業員や来訪者に対し自転車の安全利用や自転車の盗難防止を図るため、研修の実施、情報の提供を行う
- 7 自転車小売業者は**
 - ・自転車利用者に対し自転車の安全利用および自転車の盗難防止の啓発を行う

自転車の安全で安心な利用に向けた取り組み



草津市 草津警察署
 問い合わせ先 草津市都市計画部 交通政策課
 ダイヤルイン 077(561)2343

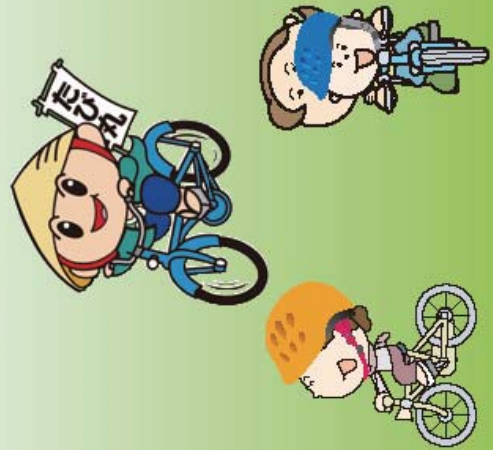
自転車の

- 安全な利用
- 盗難の防止
- 利用環境の整備

に向けて

草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

平成26年7月1日施行



自転車の安全な利用と自転車の盗難防止に努めましょう!!

運転の前に

1 自転車の点検・整備

自転車を安全に利用し事故に遭わないために自転車の点検をすることが大切です。

ハンドル	前輪と直角に固定されていますか？
サドル	適度な高さに固定されていますか？
ブレーキ	前輪、後輪ともよくききますか？
前照灯	点灯しますか？ 明るいですか？
タイヤ	適度に空気が入っていますか？
反射器材	付いていますか？ 後方からよく見えますか？
ペダル	よく鳴りますか？
全体	車体の破損や、チェーンのたるみ、ペダルの曲りなどはないかチェックしてください。

2 保険への加入

自転車事故の保険に加入を!

自転車事故を起こし相手を死傷させた場合、刑罰を受けたり、高額な賠償金を命じられる場合があります。

自転車女性にぶつかり
驚愕不明とさせた事故を
起こした少年の母親に

約9,500万円
の賠償を命令!

(神戸地方裁判所 2019年7月4日)
判例: <http://oyelist.sanspo.com/61561>

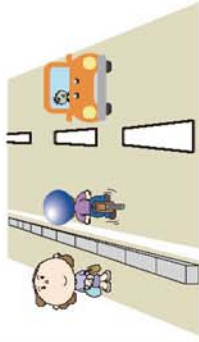


加入に関する相談は自転車店などにお問合せください。

運転中

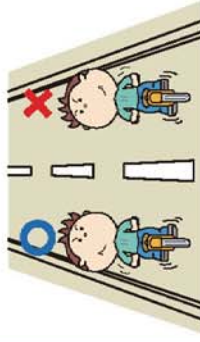
3 自転車の主な交通ルール

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



自転車は軽車両のため歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。
(道路交通法第17条第1項)

② 車道は左側を通行



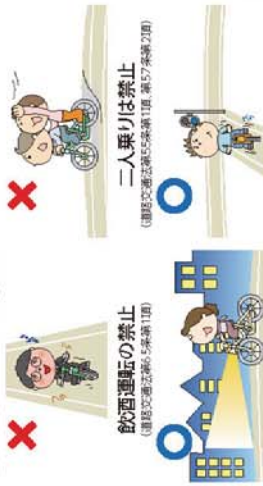
自転車が車道を通行するときは自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行しなければなりません。
(道路交通法第17条第1項及び第4項)

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



自転車が歩道を通行する場合は、車道寄り部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。
(道路交通法第63条の4第2項)

④ 安全ルールを守る



飲酒運転の禁止
(道路交通法第65条第1項)

二人乗りは禁止
(道路交通法第55条第1項、第57条第2項)

信号を守る
(道路交通法第7条)

このほか、傘さし運転、携帯電話の操作・通話ながらの運転なども禁止です。(道路交通法第71条第6号)

⑤ 子どもはヘルメットを着用



幼児・児童(13才未満)の保護する責任のある人は、幼児・児童にヘルメットを着せようにしましょう。
(道路交通法第63条の11)

運転の後は

4 自転車の盗難防止

鍵かけは防犯の基本です。鍵を2カ所かけるなど、自転車を盗難被害から守りましょう。

※草津市は毎月26日(ツーロック)を自転車安全安心利用日としています。



自転車安全安心利用教育マニュアル

平成 28 年 3 月

草津市都市計画部交通政策課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13-30

TEL 077-561-2343 FAX 077-561-2486

kotsu@city.kusatsu.lg.jp

<http://www.city.kusatsu.shiga.jp/index.html>

